

第3章 自殺対策の基本理念・基本方針

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることがなく、
一人ひとりが「命」の尊さを理解し合い、ともに支え合う、
安心して暮らすことができる千歳市の実現

本市では、「誰も自殺に追い込まれることがなく、一人ひとりが《命》の尊さを理解し合い、ともに支え合う、安心して暮らすことができる千歳市の実現」を計画の基本理念とします。自殺の社会的な要因に対してさまざまな施策を講じることにより、市民が周囲の人たちを気にかけて支え合い、自殺を考えている人を地域全体で一人でも多く救うことによって、安心して暮らすことができる千歳市の実現をめざします。

2 基本方針

また、本市では、基本理念と同様に、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

(1) 生きることの包括的な支援の推進

人間は他者や社会とのかかわりの中で生きる存在であり、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」が生きていく上で非常に重要な役割を果たします。しかし、失業や多重債務、生活困窮等の人生の様々な場面で「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の比重が高まり、自殺リスクも高まるとされています。

このため、自殺対策は「生きることの促進要因」を増やす取組とともに、「生きることの阻害要因」を減らす取組を行い、双方の取組を通じて、自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

狭義の自殺防止の取組だけでなく、広義の「生きる支援」に関連するあらゆる取組を進め「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携の強化

「誰も自殺に追い込まれることがなく、一人ひとりが「命」の尊さを理解し合い、ともに支え合う、安心して暮らすことができる千歳市の実現」を目指すには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要となります。また、そのような取組を包括的に実施するには、様々な分野との連携強化が必要となります。

自殺のリスク要因としてあげられる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性

的マイノリティ等については、連携を効果的に進めるために、様々な分野における生きる支援に携わる関係者が「自分たちは自殺対策の一翼を担っている」という意識を共有することが前提です。

適切な保健・医療・福祉等のサービスを、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向け、各種施策との連動性を高め、総合的な対策を展開します。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策に係る対応の段階については、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のレベルや施策に分けて取り組み、これらを効果的に連動させることで、総合的に自殺対策を推進します。

【対人支援のレベル】

個別の問題解決に取り組む相談支援を行います。

【地域連携のレベル】

問題を複合的に抱えている人に対して、包括的な支援を行うために関係機関等の連携促進を行います。

【社会制度のレベル】

様々な支援制度や計画の枠組みの整備や修正に関わる施策を展開します。

また、個別の施策については、

【事前対応】

心身の健康の保持増進についての取組、自殺やうつ病等精神疾患について正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階における対応を行います。

【危機対応】

現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない対応を行います。

【事後対応】

不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、ご家族やその職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない対応に努めます。

そして「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、人権教育の中で児童生徒等を対象に学校において「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、他者には危機に陥った人の心情や背景が十分に理解されていない現状があります。そのような心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、一人で抱え込むことなく、誰かに援助を求めることが適当であることが、地域全体の共通認識となるように普及啓発を積極的に行います。

全ての市民が、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、必要な支援につなぎ、見守ることができるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、道、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そして何より市民一人ひとりの連携と協働を進めることにより、一体となって自殺対策を推進していきます。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

平成 29 年 7 月 25 日閣議決定（抜粋）」

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

<国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・

進捗管理・検証等への支援を行う。

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

＜民間団体＞

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

＜国民＞

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

3 計画の数値目標

【国の定める数値目標】（自殺総合対策大綱から）

国は平成38（2026）年までに、人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）を平成27年の18.5から、先進諸国同様水準の13.0以下まで、30%以上減少させることを目標としています。

【本市の定める数値目標】

自殺対策が最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることがない社会」の実現ですが、当面の目標を以下のように定めます。

平成24年から平成28年の5年間の平均自殺死亡率18.7を、国の定める数値目標、30%以上の減少を踏まえて、平成40（2028）年の目標値（平成34（2022）年から平成38（2026）年の平均値）を北海道の目標値と同じく12.1以下（-35%）とし、この自殺対策計画の期間が5年間であることから、平成35（2023）年の目標値（平成29年から平成33（2021）年の平均値）を、中間値の15.4とします。

指標名	実績値 平成30（2018）年 平成24年～平成28年の平均値	目標値 平成35（2023）年 平成29年～平成33年の平均値	目標値 平成40（2028）年 平成34年～平成38年の平均値
千歳市 自殺死亡率	18.7	15.4	12.1以下

（人口動態統計より）

※ 本市の自殺死亡率は、各年により増減があり、単年の自殺死亡率を基準とした目標値では実情を反映できない可能性があるため、直近5年間の自殺死亡率の平均値を基に数値目標を設定しました。

（参考）

指標名	実績値 平成27（2015）年	目標値 平成38（2026）年
国 自殺死亡率	18.5	13.0以下

（自殺総合対策大綱より）

指標名	実績値 平成28（2016）年	目標値 平成39（2027）年
北海道 自殺死亡率	17.5	12.1以下

（第3期北海道自殺対策行動計画より）